

淡路市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱

平成30年3月31日
告示第60号

改正 平成31年3月7日告示第20号
令和3年8月31日告示第248号
令和4年1月31日告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の課題解決及び活性化等を図り、いつまでも元気で活気のあるまちづくりに資する活動を行う団体又は民間事業者(以下「団体等」という。)に対し、予算の範囲内において、クラウドファンディングによる寄附金を原資とする補助金を交付することに関し、淡路市補助金等交付規則(平成17年淡路市規則第47号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 淡路市夢と未来へのふるさと寄附金条例(平成20年淡路市条例第28号)第1条に規定する寄附を行うことをいう。
- (2) クラウドファンディング ふるさと納税を活用し、インターネットを通じて広く不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。
- (3) 業務受託者 ふるさと納税の受付及び寄附者に対する返礼品の発送業務を受託した事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる団体等(以下「補助対象者」という。)は、淡路市クラウドファンディング実施要綱(平成30年淡路市告示第61号。以下「実施要綱」という。)第10条に規定する認定事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、実施要綱第12条第1項に規定する認定支援事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業の目的を達成するために必要な経費(会議費、報償費(謝金、交通費、宿泊費等を含む。)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、食糧費(懇親会、慰労会等を目的とした飲食に係る経費を除く。))、役務費、委託料(会場設営費、撤去費、会場警備費等)、使用料、助成費)その他市長が必要と認める経費(団体等の基本運営経費を除く。)
- (2) 施設等の新設、改修又は保全等の施設整備費並びにそれらに附帯する設計費及び監理費
- (3) 備品購入費

(補助金の限度額等)

第6条 補助金の限度額は、クラウドファンディングによる寄附金の総額から、ふるさと納税ポータルサイトの利用手数料、業務受託者への業務委託料及び返礼品代金(送料を含む。)を差し引いた額とする。

2 市長は、クラウドファンディングによる補助金の限度額の状況を適宜補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、淡路市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をし、淡路市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに当該決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該補助対象事業の遂行が困難となったときは、直ちにその理由及び補助対象事業の進捗状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けること。

(交付決定の内容変更)

第10条 補助事業者は、補助金の限度額の確定等により実施要綱第7条に規定する事業計画書及び収支予算書を変更し、第8条の規定による補助金の交付決定の内容を変更しようとするときは、淡路市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付決定変更申請書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該補助対象事業の変更を承認したときは、淡路市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が正当な理由なく補助対象事業を実施しないとき、その他規則第16条第1項各号の規定に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了の日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該補助対象事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、淡路市クラウドファンディング活用支援事業実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条の規定により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、既になされた寄附金の額を限度額として補助金を概算払し、又は前金払することができる。
- 3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条第3項の規定により、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(残余额の取扱い)

第15条 補助対象事業の変更若しくは完了又は交付決定の全部若しくは一部の取消しにより、当該補助対象事業に係る補助金の限度額に残余额が生じたときは、その残余额の用途については、市長に

委任されたものとみなす。

(補助対象事業内容の情報発信)

第16条 補助事業者は、補助対象事業の実施内容について、市民等への情報発信に努めるものとする。

(補助金に係る帳簿等の保存)

第17条 補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、当該補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月7日告示第20号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月31日告示第248号)

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月31日告示第7号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の淡路市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に提出された申請に係る補助金の交付から適用し、同日前に提出された申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。